

## 公共物使用等許可申請書・公共物土木工事施工承認申請書の提出について

市が管理する公共物について下記の（１）から（６）のいずれかに該当する行為をしようとする方は、公共物管理者（市長）に申請書を提出し許可（承認）を受けることが必要となります。

また許可（承認）を受けた事項を変更しようとするときも、変更申請書を提出し変更の許可（承認）を受けることが必要です。

申請に基づき公共物の使用等を許可（承認）したときは、許可書（承認書）を交付します。

- （１）公共物を占有すること。
- （２）公共物の産出物を採取すること。
- （３）普通河川の流水を占有すること。
- （４）工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
- （５）土地の掘削、盛土、切土その他公共物の形状を変更すること。
- （６）前各号に掲げるもののほか、公共物に係る工事を行うこと。  
（ただし、軽易なものについては、この限りではありません。）

### 1. 申請書添付書類

申請書には、次に掲げる書類等を添付してください。ただし、公共物管理者が認める書類等については、その添付を省略することができます。

- ① 位置図（縮尺五万分の一以上のもの）及び付近見取図
- ② 登記所備付けの地図又はこれに準ずる図面の写し
- ③ 実測平面図
- ④ 求積図及び面積計算書
- ⑤ 構造図（施設又は工作物を設置する場合に限る。）
- ⑥ 利害関係人の同意書（同意が得られない場合は、その理由書）
- ⑦ その他公共物管理者が必要と認めるもの
- ⑧ 現況写真

### 2. 添付書類等作成に係る留意事項

- （１）位置図には位置を図示し、登記所備え付けの地図又はこれに準ずる図面には使用等の箇所を着色表示してください。
- （２）実測平面図及び求積図は縮尺を250分の1又は500分の1とし、官民境界及び使用範囲を着色表示してください。ただし、縮尺については、特別な理由があつて公共物管理者がこれにより難いと認めた場合は、これ以外のものでも可とします。
- （３）第6号の「利害関係人」とは、次の者をいいます。
  - ① 許可申請の対象となる公共用財産の隣接土地所有者
  - ② 地元の住民代表としての区長又は自治会長
  - ③ 水路の場合は、水利組合又は土地改良区の代表者

### 3. 申請書提出先

南相馬市役所建設部土木課維持係（TEL 0244-24-5258）